

重大事態への対応マニュアル（桑島小学校）

★いじめ事案発生★

(1) 組織員の構成

①既存の学校いじめ対策組織

調査組織の構成：（ 校長，教頭，教務主任，生徒指導担当教員，
特別支援コーディネーター，養護教諭，学級担任，
スクールカウンセラー ）

②外部人材を加えた組織 ※①の組織に加える人材のみ記載する

調査組織の構成：（ 学校評議委員，青少年補導センター職員，学校医 ）

(2) マスコミへの対応

窓口の一本化と正確な情報と丁寧な対応（対応者： 教頭 ）

I 重大事態の発生（疑いを含む）

II 鳴門市教育委員会に報告する（学校又は学校設置者のどちらが主体になるかを判断）

III 重大事態の調査組織を設置する

A（学校が主体となって調査を行う場合）

- ・学校いじめ対策組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどして調査を実施する。
- ・当該調査の公平性・中立性を確保することが求められることから、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない物（第三者）を委員にするなどの配慮をする。
- ・調査を行うための専門家等は、鳴門市教育委員会の「鳴門市いじめ問題等対策委員会」から派遣する。
- ・鳴門市教育委員会の「鳴門市いじめ問題等対策委員会」と連携して調査を行う。

B（鳴門市教育委員会が主体となって調査を行う場合）

- ・鳴門市教育委員会に設置している「鳴門市いじめ問題等対策委員会」により調査する。

IV 被害児童生徒・保護者への調査方針の説明や情報提供を行う

- ・調査前に被害児童生徒、保護者に①から⑥を説明をする。
- ・被害児童生徒・保護者に寄り添った対応を第一とする。
- ・加害児童生徒・保護者にいじめの事実関係についての調査結果の説明を行う。

①調査の目的・目標

②調査主体

③調査時期・期間

④調査項目

⑤調査方法

⑥調査結果の提供

V 調査組織で、事実関係を明確にする調査を実施する

- ・いじめの事実関係を明確にする。
- ・学校で実施した調査の再分析や新たな調査を実施する。

①文書情報の整理

②アンケート調査の実施

③聞き取り調査の実施

④情報の整理

VI 調査結果を鳴門市教育委員会に報告する

VII 調査結果を基に必要な措置を講ずる

- ・被害児童生徒に対して、事情や心情を聴取し、状況に応じて継続的にケアを行う。
- ・被害児童生徒が不登校になっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援活動を行う。
- ・再発防止策を検討する。
- ・報告書の取りまとめをする。